

「駐車施設使用に関する変更届」の記載方法及び必要書類のご案内

当会との駐車場の使用に関する契約を締結されている使用者の方が住所、氏名（法人であれば名称・商号）、電話番号、駐車車両等を変更されたときは、使用者の方は当会に「駐車施設使用に関する変更届」を提出しなければなりません。

この「駐車施設使用に関する変更届」の記載方法及び必要書類について、記載例を用いて説明します。

1. 住所を変えられた場合

記載方法・・・【記載例／住所変更】をご参照ください。

必要書類・・・住所を変更された「免許証」の写し

免許証の住所が変更されていない場合は「住民票」の写し

2. 電話番号を変えられた場合

記載方法・・・【記載例／電話番号変更】をご参照ください。

必要書類・・・ございません。

3. 車両、車両登録番号を変えられた場合

記載方法・・・【記載例／車両登録番号変更】をご参照ください。

必要書類・・・変更後の自動車検査証の写し

* 駐車区画内からはみ出すような車（長さ5m、幅1.8mを超えるもの）や乗用車以外の車（例えば工事作業車など）の駐車はできません。

あらかじめご注意ください。

4. その他

記載方法、必要書類については、電話でご照会ください。

◎ 下記の宛先にご郵送ください。（切り取ってご使用できます。）

〒136-0072

東京都江東区大島5-10-10

セントラルプラザ大島2階

一般財団法人東京都営交通協力会

コマース本部 駐車場担当 行